

『デジタル関連法』は 「情報の利活用」と「デジタル庁一元管理」

ふじしろ政夫

コロナ禍、直接会うことがはばかれ、集まることも出来なくなりオンライン会議・オンライン授業・テレワーク等が進められ、又、コロナ感染症対策にデジタル技術が活用されましたが、日本の先端技術の脆弱性が明らかに。国民も国や県がコロナ感染症のデータを手書きで寄せ集めている状況にびっくり。

菅政権はコロナ感染症に十分対応できない理由を「デジタルの後進性」にしてこれを期に一挙にデジタル社会を作り上げようと動きました。

経団連が要求していたビックデータの“利活用”システム、国が求めている国民のあらゆる個人情報を一括管理監視する体制を作るための法案を2/9に閣議決定し提出したのが「デジタル関連法案」です。

コロナ対策としての10万円の給付金の配布方法は世帯別 の方法なのに無理やり個人別のマイナンバーカードを組み入れたゆえに行政手続きは大混乱。みづからの給付の仕組みづくりの大失敗を棚に上げて“デジタル・マイナンバーの遅れ”的にしてデジタル化向かってにまっしぐら。コロナ禍の不安と恐怖・思考停止の中コロナショックドクトリン政治を推し進める菅首相は強引に5/12には法案を成立させました。審議時間は衆議院で27時間25分、参議院では25時間という短い審議でデジタル関連法案(64本の法律)を一括審議で終わらせました。

先端技術が日々進歩する今の時代デジタル化は必須です。でもあらゆる情報を標準化しビックデータとして利活用するのに何のチェックもせずに進めればとんでもない社会になってしまふことは多くの方々から指摘されています。

ハラリ氏は「ITとバイオテクノロジーが融合することで間もなく何十億もの人が雇用市場から排除され自由と平等の両方が損なわれかねない。ビックデータを利用するアルゴリズムがデジタル独裁政権を打ちたてあらゆる権力が極少数のエリートの手に集中する一方大半の人は搾取ではなく、それよりもはるかに悪いものすなわち“無用化”で苦しむことになるかもしれない」と、「ITとバイオテクノロジーとビックデータガ一点に集中する”事の大きな問題点を指摘しています。(『21レッスン』ユヴァル・ノア・ハラリ)

PIJの石村耕治さんは「パンデミック禍の最中、新自由主義の「自助」「行革」過激な「デジタル化」の姿勢を鮮明にした菅政権はコロナショックドクトリン政治を行う危ない政権。医療機関でのオンライン顔認証式マイナンバーカード保険者資格確認を導入し生体認証で国民監視を徹底しようとしている」「デジタル社会を創るには人権が守られて初めてデジタル化が許される」と菅政権のデジタル化政策の危険性を批判しています。

「情報公開クリアリングハウス」理事長三木由希子さんは個人情報保護と情報公開の観点から「個人の状況にあったサービスの提供を可能であるということは個人の状

況が常に把握されている状況を前提にしています。監視活動は、監視は対象の情報把握と情報に応じた対応を基本としているのですから、同じようなことを行っているのです。「デジタル化が誰にとって恩恵となるかは技術や個人データの利用目的や方法が果たして本当に民主的にコントロールされ、監視や監督が行き届き透明性が確保されているかという仕組みの問題と、そもそも政府や自治体が信頼にたる運営を行っているか次第です」とデジタル化・ビックデータ利活用の本質的問題を明らかにしています。

菅首相が「思いきってデジタル化を進めなければ日本を変えることができない。誰もがデジタル化の恩恵を最大限受けることが出来る世界に遜色のないデジタル社会をつくりたい」(2021年5/11 参議院内閣委員会)といって成立させたデジタル関連法案とは、①「デジタル庁設置法」②「デジタル社会形成基本法」③「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」④「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」⑤「預貯金者の意志に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」⑥「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の対象法律 64 本。

「基本法」でその目的を“デジタル社会を形成し「国際競争力の強化」「国民の利便性の向上」「わが国が直面する課題を解決する」ことを通じて、経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与”と規定。

そして「デジタル社会」を“インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて多様な情報または知識入手・共有し、大量の情報を効果的に活用することによりあらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会”と定義しています。

本当に「国民の幸福な生活が実現できる」ような内容なのか更に法律の内容を検討してみます。

菅首相が 1/18 施政方針演説で「デジタル庁の創造は改革の象徴であり組織の縦割りを排し強力な機能を持った司令塔として国全体のデジタル化を主導する」と語ったデジタル庁はデジタル庁設置法に規定されています。

デジタル庁は 2021 年 9/1 に発足ですが、内閣直属で長は内閣総理大臣。デジタル大臣・デジタル鑑をおき国の情報システムの基本方針を策定、システムの整備監理に関する事業の統轄監理。予算の一括計上で各省庁もコントロールします。

具体的にはマイナンバー制度、公的個人認証、国・地方公共団体の情報システムの標準化、公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)の政策など、これまで各省庁・地方自治体がもっていたものをデジタル化してデジタル庁に一極集中(予算も)するのです。

だから海渡弁護士を始め多くの方々から「デジタル庁は首相直轄の組織として内閣府に置かれ、内閣官房に置かれる「内閣情報調査室」という情報機関と緊密な関係を持つことが予想され、デジタル庁が集積した情報は内閣情報調査室を介して警察庁・各都道府県警察と共有される可能性が否定できない。このような状況を抑止するシステムが必要なのに法律の中にはない。デジタル監視法です。」と国民への監視法となってしまう危険性が指摘されています。

又、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」では“個人情報保護法・保護条例の一元化””マイナンバーカード・制度の抜本的再構築””公的個人認証の改正”と多くの法律の改正が一括で行われています。

私たち市民・地方公共団体にとって大切な問題である”個人情報保護条例の問題””マイナンバー制度の抜本的再編構築”の内容を検討してみようと思います。

デジタル関連法のキーワードは「データ利活用」と「パーソナル&ピックデータの一元管理」。そのための『個人情報保護の緩和』が進められています。

マイナンバー制度の抜本的変更の内容を見てみましょう。

i) マイナンバー制度を実質的に動かしているJLis(地方公共団体情報システム機構)は地方自治体の共同法人として設立されています。JLis は①住基ネット②マイナンバー生成③マイナンバーカードの交付システム④公的個人認証⑤情報提供ネットワークシステムの中間サーバー・プラットフォームなどなど市町村の持つ個人情報のほとんどデータを運用するセンターです。

今回の改正では JLisに対し地方公共団体だけでなく“総務省・デジタル庁”が共同で管理し、デジタル庁がJLisの理事長を解任することもできるほどの国による管理を強化しています。個人情報を一手に管理する JLis を国の機関とするのですからこそ「国民総背番号制」そのものです。かつて小渕首相は「住基ネットは地方公共団体の共同システムで国が管理するシステムではなく…したがって国民に付した番号のもとに国があらゆる個人情報を一元的に収集管理する国民総背番号制とは異なる」と答弁していました。JLisが国の管理下におかれればそれは国民総背番号制です。

ii)これまでのマイナンバー制度はとりあえず社会保障と税と災害に対象を制限し社会保障のためといっていたものを今回の改正では“利活用”と“治安”へと大きく変わろうとしています。

iii)又、自分の情報がどのように使われているかをチェックするシステムとして設計された「マイナポータル」の機能が“APIを使った民間への情報提供システム”へと変えられています。

iv)公的個人認証(電子証明)のシリアル番号が自由自在に使われ拡大されます。「健康保険証」「運転免許証」としてマイナンバーカードが使えるように計画されているがマイナンバーが使われる所以なくマイナンバーカードの中にある電子証明のシリアル番号で個人確認するもの(ID)です。マイナンバーは使うのに法的制限がありますが電子証明のシリアル番号には一切法的制限がなく自由に使えるもの。個人情報の保護に問題が出てきます。

v)そのほか移動端末設備用電子証明証とマイナンバーカード用電子証明証を紐付けて“マイナンバーカードをスマートフォンに移していく”、“マイナポイントでキャッシュレスの共用基盤を作る”、預貯金口座・不動産・国家資格にもマイナンバーを附番“と民間でも自由に利活用できるシステムを作っていくとしています。

vi)具体的な事例として教育・学校健診データの活用には大きな問題があります。

GIGAスクールあるいはオンライン授業とデジタル化が示されていますが「学校健診データの標準化を策定、生まれてから学校・職場等生涯にわたる健康データをマイナンバーカードを活用して提供できるようにしていく。」

「学習履歴の活用、教育のビックデータの効果的分析…データを個人別に管理しつつシステム上で共有する。」と方向性が出されていますがこの点について楽天の三木氏ですら“個人の学習管理をマイナンバーでやるという話、抵抗感というか恐怖感さえある”と疑問を呈しています。

個人情報保護制度の見直し

「整備法」の中で個人情報について国と地方との共通化・標準化による“利活用”がはつきりと語られています。省庁間で国と地方で個人情報の取り扱いがそれぞれ違う(2000個問題)ことは「データ流通の支障となっている」として改正されました。

○国の「個人情報保護法(民間)」「行政機関個人情報保護法」「独立行政法人等個人情報保護法」の3つを一本の「個人情報保護法」に。

地方公共団体の「個人情報保護条例」を国の共通ルールにあわせるように“監視・助言・勧告・是正要求”しようとしています。

市町村のほうは国よりも30年以上前から個人情報保護のため条例を作っていました。「死者に関する情報」「要配慮個人情報」「外部機関とのオンライン結合について」「審議会の意見を聞く」と特別の条件をつけ個人情報を守っています。

今回の改正では国の基準に合わせる各自治体の条例上の独自規定は“特に必要な場合・最小限に限る”とし、“オンライン結合は規定させない”方向に向かっています。しかも「審議会の意見」の力を弱くし、国がつくる「個人情報保護委員会」に是正要求を含め国から地方自治体への規制力を強化しています。その目的は“ビッグデータの利活用”です。各自治体の個人情報保護条例の独自性をどう市民が守るか・自治が問われます。

情報公開クリアリングハウスの三木さんは問題提起します。

*今回の法案では自治体ごとに条例で定めていた個人情報保護ルールを規律が比較的緩やかな国のルールに一元化するので自治体が条例で作ってきた個人情報保護の原則が吹き飛んでしまっている。

*個人情報は本人同意に基づいて本人から直接集めるのが原則(条例はこうなっています)なのですが、国のルールの一元化で利用目的を明確にしていれば本人から直接集めることを原則とはしないことに。

*思想・信条・犯罪被害・病歴・社会身分などセンシティブ情報・要配慮個人情報については自治体は原則収集禁止ですが、国のルールで原則禁止ではなくなる。

*デジタル改革を目指しているのは国・自治体の個人情報の取り扱いの規律を統一化して個人情報を利活用する側にとってより利用しやすい仕組にする事。 と。

○「個人情報の定義」を“他の情報と『容易』に照合することで特定の個人を識別することが出来るものを含む”とし、他の情報と照合することで識別できても容易でなければ個人情報ではないと個人情報の範囲を狭めています。

○現状では「匿名加工情報」は非個人情報、「非識別加工情報」は個人情報なので改正後はすべて「匿名加工情報」とし非個人情報とする。利活用がしやすくなります。

○公立の病院・学校と私立の病院・学校との間で適合性・規律が違うがこれを民間の基準に統一する。

個人情報保護制度を利活用のために緩和しようとしているのです。

以上から分かるように個人情報の定義を自由に使える方向で緩和し国(デジタル庁・総務省・個人情報保護委員会)が地方の末端に至るまでの個人情報の一元管理とビックデータの利活用を推進しようとしているのです。

国の検討会では「データ共同利用権」という個人情報を本人同意もなく公益のためなら利用できる権利まで主張しだしています。世界トップレベルでのデータ利活用のために「ベース・レジストリ」(正確性、最新性が確認された社会基準のデータベース群)も語られています。

慶應大学の宮田氏が主張するデータ共同利用権は「データホルダーによる許諾だけに基づくものではなく、データ取得方法、データの管理主体、データの利用目的等に鑑みて相当な公益性がある場合にデータ利用を認めるもの」だが、この考えは世界標準のEU「一般データ保護規制 GDPR」とはまったく真逆のもの。

GDPRは、「自然人は自身の個人データの支配権を持つべき」と情報主体自身による自己情報の管理を可能とすることを中心に権利を定めているのです。

さてこのように「利活用」のためあらゆる情報を標準化、一元化しデジタル庁に一極集中する仕組みは「国民総背番号制」「監視管理社会」の問題をも内在させています。

竹中平蔵氏を中心になって推し進める国家戦略特区スーパー・シティ構想は、官民のあらゆる情報を管理し、企業にとって国家にとって最も活動しやすい“監視管理社会”を創るもの。デジタル関連法が目指す方向です。

デジタル関連法が菅政権のショックドクトリンと多くの方から批判される所以です。

石村耕治さん:「マイナンバーカード取得申請において、スマホ申請では生涯不变の顔認証データを自動的に国に提供する。この提供した顔認証データをその後どう取り扱うのかについて説明がない。生体認証情報の収集・利用を野放しにして良いのかが問われている」「国民監視政策自白押し…顔認証・生体認証データを収集するデジタル監視国家」「人権ゼロ、コロナショックドクトリン政治の菅政権のデジタル『公安調査庁』主導の監視国家です」

斎藤貴男さん:「デジタル改革で導かれるのは私たちの人間性を限りなく奪いつぶしていく世の中。社会信用システム・健康コードで選別管理されるのです」

小笠原みどりさん:「大人も子どもも“最適化”された情報を送り込まれることで感情から意思まで操作され、自由な意思決定を奪われていくパンデミック監視資本主義」

三宅弘さん:「デジタル庁は恒久組織でありデジタル情報は国家の根幹に係わります。そのすべてを内閣総理大臣が握るのは権力的統制です。…チェック機関が非常に弱い」

デジタル関連法の内容を検討しましたが結局デジタル関連法は、グローバル企業の利潤獲得のために個人の情報・ビッグデータを自由に“利活用”させるための仕組み作りと、国家が全国民の情報を収集し、一元管理し、選別していく国民監視のための仕組み作りでしかありません。

最後に私たちが目指すべきデジタル社会はどのようなものか?内田聖子さんが示す

バルセロナ市の事例から考えて見ましょう。(世界 4 月号「人による人のためのデジタル社会へ」)

市政・選挙そのものを民主化し市民参加型にすることを求める「バルセロナ・コモンズ」のリーダーが市長になって「スマートシティ」のインフラが民主化されたとのこと。

- ① 市民が市政に参加するための“デジタル参加型プラットフォーム”(デシディム)
- ② 市民からの提案を実現するための予算=参加型予算
- ③ 「データ主権」:個人データは企業や政府のものではなくそれを持つ人自身のものである。市民自身が個人データをコントロール出来る。
- ④ 「都市生態学庁」:都市計画分野のシンクタンクの理念は、持続可能な循環型経済を実現すること。

以上 4 つの視点から民主化をもとめているのがバルセロナ市。

「市民参加型プラットフォームのデシディム」にはセンサーによって街の騒音レベルから医療データ、行政のオープンデータまでさまざまなデータが集積されている。ここに「市民みづからが個人データの秘匿や共有をコントロール出来る脱中央集権・市民所有型データエコシステム」を取り入れれば市民が特定の目的のための情報利用を制御することが出来る。

このようにバルセロナ市では参加型民主主義、やデータ主権、さらに循環型経済という目標・理念があったうえで個別の技術が実装されていったのです。

「技術の導入は目的ではなく民主主義を実現するためのひとつのツールに過ぎない」「国や大企業などの持ち込む利益追求や監視社会化に対して自治体は住民に必要な住まいや福祉、健康、環境を守るたてとなるべき」「参加民主主義によって市民が政治参加し…」といった理念と方向性で“市民の市民による市民のためのデジタル化社会”を創っていくとしているのです。

「デジタル関連法」が築く社会は、危険な監視社会のための仕組み、グローバル企業がビックデータを利活用する仕組みでしかないことが明らかです。私たちの自己情報コントロール権でチャックしていく民主的デジタル社会へ転換していくよう声をあげいかなければと思います。

「民主主義と自治そして平和主義」ふじしろ政夫 047-445-9144

*活動報告 HP に掲載「いい鎌ヶ谷ふじしろ政夫」でアクセスできます。